

仕 様 書

1 業務名称

地域防災マップデザイン企画印刷業務委託（生野区役所）

2 業務内容

防災マップにおける企画、編集（デザイン・レイアウト・イラストの作成）、
カラーカンパ、印刷、納品

3 企画編集等

（１）資料提供

当区からの防災マップ用文字原稿等の出稿は、Word・Excel・PDF データ（３種類のみ）を、電子メールで出稿する。（電子メールでの提供が困難なデータについては、当区と協議し、別途対応すること。）

※地図に関する資料提供は紙媒体で提供。

（２）編集

・ 地図面に関しては、令和 7 年 8 月現在の現状が反映されたものとし、新規で地図デザイン（道路区画図程度）作成すること。

- ・ マップのデザインに際してデザインツールを用いて編集ができること。
- ・ 防災マップの書体、級数、組み方は当区の指示または、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること。
- ・ 当区からの原稿等、作成イメージに基づきデザイン・レイアウトの原案を提示し、当区の審査を受けた上で、デザイン・レイアウトを行う。作成にあたって必要な資料の収集等を行う。
- ・ 原稿へ朱書きで行う。

※一部、Word・Excel・PDF データ（３種類のみ）を電子メールで出稿する。

- ・ カラーカンパは指定のサイズを紙で出力し、校正の都度当区へ届けること。（校正用カラーカンパの数量は、４ 印刷規格および数量参照）校正は責了とせず、校了まで５回程度行う。
- ・ また、当区の都合により校正の途中で変更・組み替え、写真・イラストなどの差し替えをすることがある。
- ・ 当区からの文字原稿データに基づきデザイン案を１つ以上作成すること。
- ・ デザイン案については修正を指示することがある。
- ・ 図案はその使用にあたり問題がないよう商標調査等を行うこと。

4 印刷規格および数量

① 巽まちづくり協議会防災マップの作成・印刷・納品

仕様：A 3 サイズ ヨコまたはタテ 両面カラー（折なし） 上質コート紙

数量：4,300 部

内容：A 3 全体を使い、地図と文字を含むデザインとする。

※ 校正は 3 回程度行う、その際校正原稿を各 10 部作成すること。

※ 校了データは、下記により市の担当者に引き渡すこと。

PDF データ CD-R 等の記録媒体（1 部）※ 1 MB 未満

※ 納品時には、100 枚を 1 束とすること。

② 巽東まちづくり協議会防災マップの作成・印刷・納品

仕様：A 2 サイズ ヨコまたはタテ 片面カラー（折なし） 上質コート紙

数量：3,400 部

内容：A 2 全体を使い、地図と文字を含むデザインとする。

※ 校正は 3 回程度行う、その際校正原稿を各 10 部作成すること。

※ 校了データは、下記により市の担当者に引き渡すこと。

PDF データ CD-R 等の記録媒体（1 部）※ 1 MB 未満

※ 納品時には、100 枚を 1 束とすること。

5 納入場所・納品物

生野区役所（生野区勝山南 3-1-19） 7,700 枚と PDF データ（1 MB 未満）

6 納入期限

令和 8 年 1 月 13 日（火）

なお、初稿デザイン案作成については、契約後 1 月以内に作成すること。

7 特記事項

- （1）見積書の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品質の可否を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- （2）納入時期については、事前に事業担当課と打合せること。
- （3）納入品の搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。
- （4）納入後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は、本市担当者の指示を受け新品と交換すること。
- （5）成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第

28条までに規定する権利をいう)は、当区に帰属するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定するものに無償でを使用することを許諾するものとする。

8 事業担当課

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

生野区役所 地域まちづくり課 防災担当(担当:渡辺・森)電話 06-6715-9923

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の生野区役所企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
 - ・ 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
 - ・ 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
 - ・ インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
 - ・ 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
 - ・ 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
 - ・ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
 - ・ 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
 - ・ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
 - ・ 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
 - ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
- なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること